

議案第 21 号

鯖江市国民健康保険条例の一部改正について

鯖江市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 24 日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

提案理由

出産育児一時金の増額を行いたいので、この案を提出する。

鯖江市条例第 号

鯖江市国民健康保険条例の一部を改正する条例

鯖江市国民健康保険条例（昭和34年鯖江市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「40万8千円」を「48万8千円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る鯖江市国民健康保険条例第7条第1項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。